



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和8年10月1日時点

建設業 55日 **その他の業種 1039日**



第77回全国労働衛生週間がスタートしました！

令和8年度の「全国労働衛生週間」スローガン

**ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場**



令和8年度 全国労働衛生週間が令和8年10月1日～7日の期間で始まります。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として行われてきたもので、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎えます。



詳細についてはこちらから➡

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

【岩手会場】

日時

R8

11月10日（火）

14：00～16：00
（受付13：30～）

会場

**サンセール盛岡
1階 大ホール**

（岩手県盛岡市志家町1-10）

**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

**参加
無料**
事前申込

詳細についてはこちらから➡



カスハラ・求職者等セクハラ対策が事業主の義務となります！

法改正の
ポイント！



カスタマーハラスメントとは

職場でのカスタマーハラスメントとは、以下の①～③の全てを満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって
 - ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- ※電話・SNS等のインターネット上において行われるものを含む

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc. …



求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の受講 etc. …

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置



事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc. …

説明会の
お知らせ！



詳細についてはこちらから
←

～岩手労働局 カスハラ対策等説明会～

日時

R8 10月14日（水） 申込〆切：10月7日
14：00～15：10（受付開始 13：00）

開催
方法

オンライン開催（Zoom）

内容

- 同一労働同一賃金について
- カスタマーハラスメント対策・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
- 岩手働き方改革推進支援センターのご案内



年次有給休暇を正しく管理できていますか？

よくある質問



Q1 パートに有休はありませんよね？

A1 いいえ。職種に関係なく、下表に該当するすべての労働者に付与されます。



↑詳しくはこちらから

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている

2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

年次有給休暇の付与日数

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、**法定の年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者**に対し、**毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要**となりました。

通常の労働者の付与日数

継続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数（※）	継続勤務年数（年）						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

（※）週以外の期間によって労働日数が定められている場合

Q2 労働者から年休を取得したいと言われましたが、拒否できますよね？

A2 年次有給休暇は、原則、労働者が請求した時季に与えなければなりません。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に与えることができるとされています。

事業の正常な運営を妨げるかどうかは、その事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業内容、性質、作業の繁閑、代替者の配置の難易、時季を同じくして有給休暇を請求する者の人数、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断されるべきものです。

判例等の動向をみると、事業の正常な運営を妨げるかどうかは極めて限定的に解されており、従業員の大半が同時に請求してきた場合は別として、そうでない限りは与えなくてはならないと考えた方がよいと思われます。

なお、会社が、労働者から請求があったにもかかわらず有給休暇を与えない場合は、法律違反となります。



第14次労働災害防止計画に関する 自主点検へのご協力をお願いします！



- ◆第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度）に基づく「アウトプット指標」の実態把握のため、自主点検を実施しています。
- ◆令和9年度まで1年に1回、自主点検を実施し、事業場の取り組み状況を確認しましょう。

第14次労働災害防止計画とは

- ・「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。
- ・第14次労働災害防止計画は、令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間です。
- ・計画では、重点事項と取組に「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定めています。

点検表の入力に当たっての注意事項

- ・文字化けを防ぐために半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

令和9年度まで1年に1回、自主点検を実施し、事業場の取組状況を確認しましょう。

※点検結果は印刷して保管できます。

点検表

【任意】事業場名	
所在地の所轄監督署	
業種	
労働者数	
転倒災害防止の取組 取組に関する情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。	
設備の改善の実施	☐ 有 ☐ 無
転倒危険マップの作製等 (KYの実施を含む)	☐ 有 ☐ 無
標識の設置	☐ 有 ☐ 無

⇐ 回答表のイメージ

※ 会社名の記載は任意です

第14次労働災害防止計画とは…？

労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画のこと。

第14次労働災害防止計画では、多様な形態で働くひとりひとりが潜在力を十分に発揮できる社会の実現に向けた8つの重点事項が定められている。

回答はこちらから➡



令和8年度働き方・休み方改革シンポジウムのご案内

R8
10/28

I 働き方改革はまだ必要か？ ～現在地と次の一手～

II 中小企業の改革にプラスになる働き方改革とは？
～残業削減をゴールにしない働き方改革～

III 新たな価値創造につなげる働き方改革とは？
～働き方改革の先駆企業がいま何を見ているか～

参加費無料

オンライン開催



詳細はこちらから⇩

おまけ

▶今年度も残り半分となりましたね、時の流れは早いものです。

▶さて、先月芝生をプレゼントされたたしかめたんですが、今月も素敵なプレゼントをもらったようです！素敵なプレゼントとは…「帽子」です。

▶権利の関係がいろいろとありそうなので、今回の写真は該当部分にモザイクをかけていますが、現物はとってもかわいいいたしかめたんに仕上がっています ✨

